

仙台市
協働まちづくり
推進プラン
2016

第2期計画案
(第1章抜粋)

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	●
1 計画策定の背景	●
2 計画の目的	●
3 本市の各計画との関係	●
4 計画の期間	●
5 まちづくりの各主体の現状と課題	●
6 目指すべき協働の姿	●
7 協働によるまちづくりの推進に向けて	●
8 第1期計画の主な成果	●
9 第2期計画の方向性	●
第2章 事業実施計画	●
基本施策に関する事業	
◇事業一覧	●
◇個別事業	●
第3章 計画の進行管理	●

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

市民の自発的で公益的な活動は、個性と魅力ある都市創造の活力源であり、本市においては、「仙台市民公益活動の促進に関する条例」が制定された平成 11 年に「市民協働元年」を宣言し、市民活動の促進に取り組んできました。

市民活動があらゆる分野で多彩に展開される中、東日本大震災からの復旧・復興においても、地域活動の要となる町内会はもとより、社会的課題の解決に取り組む市民活動団体、さらには、「学都仙台」が誇る大学等の教育機関、本市の経済や雇用を支えてきた中小企業などの多様な主体の力が大きな支えとなり、新たなまちづくりの原動力となっています。

108 万人を超える市民が生活する本市は、さまざまな強みを有する主体が数多く存在し、それぞれの得意分野で力を発揮し新たなまちのかたちが生み出されていく、都市としての優位性を持ち合わせていますが、人口減少社会の到来などの社会情勢の変化に伴い、地域課題の複雑さが増す中で、都市の魅力を高め、持続可能な発展を支えるためには、協働によるまちづくりを一層推進していく必要があります。

このような考えのもと、多様な主体が連携・協力し、創意工夫を重ねることで、単独ではなしえなかったまちづくりを実現するという、協働の次なるステージへ進む一歩として、平成 27 年7月に「仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」(以下「条例」という。)を施行し、平成 28 年1月に「仙台市協働によるまちづくりの推進のための基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定しました。

「仙台市協働まちづくり推進プラン 2016」は、基本方針に基づき定める推進実施計画として、協働によるまちづくりの推進に関する市の基本的な施策を推進するための主な事業を体系化し、進行管理を行うために平成 28 年8月に策定した5年間の計画であり、第1期(平成 28 年度～30 年度)、第2期(平成 31 年度～32 年度)に分けて進行管理するものです。計画の着実な推進により、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる協働のまち・仙台」の構築を目指していきます。

2 計画の目的

本計画は、条例に基づき定めた基本方針に掲げる、協働によるまちづくりの推進に関する市の基本的な施策を推進するための主な事業を体系化し、進行管理を行うために策定するものです。

3 本市の各計画との関係

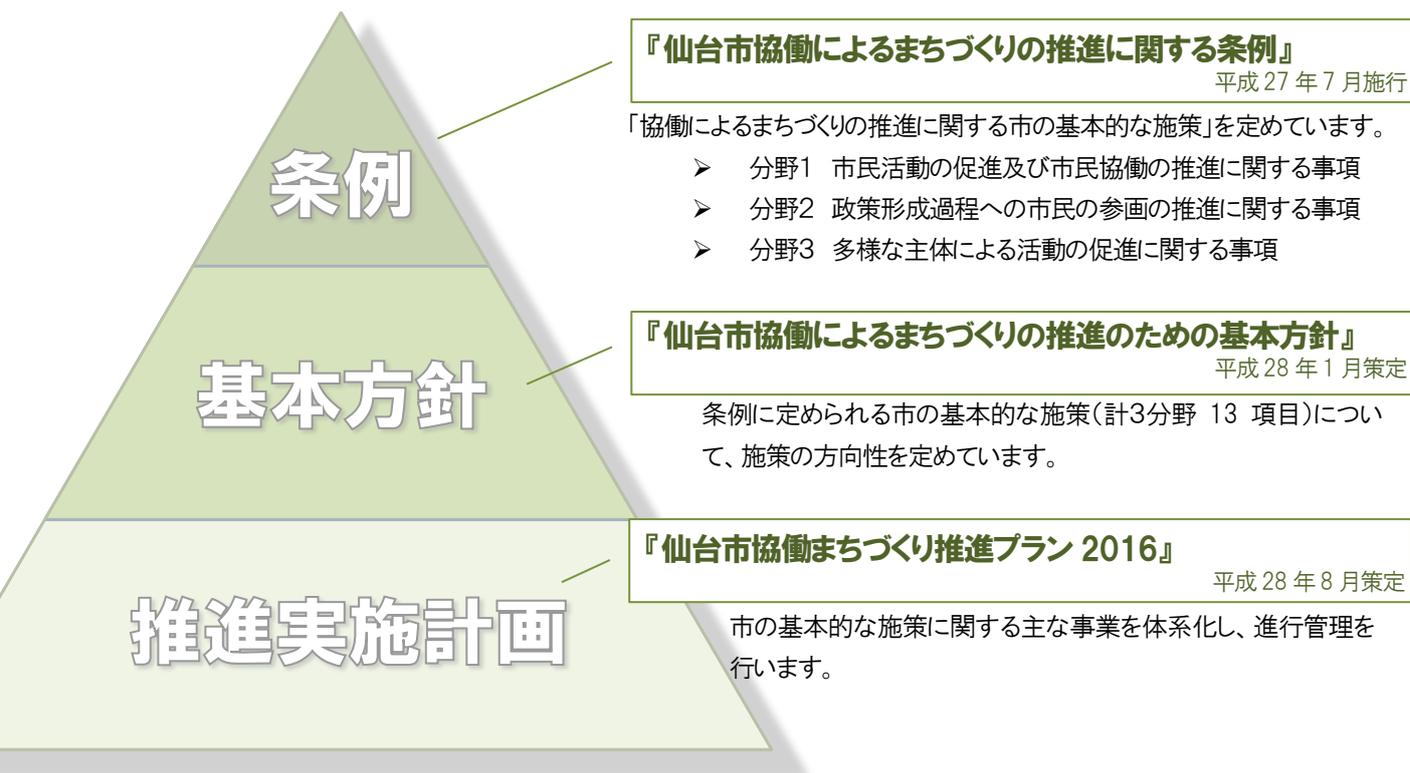
本計画は、仙台市総合計画を上位計画とし、仙台市政策重点化方針 2020 を踏まえるとともに、市の関連する諸計画との整合性が図られた計画とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、仙台市総合計画の基本計画の終期にあわせて、平成 28 年度から平成 32 年度までの5年間です。

より時宜にかなった事業の進行管理を行えるよう、平成 31 年度～32 年度を第2期として進行管理を行います。

《体系図》



《計画期間》

平成23年度	平成24年度～平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
--------	---------------	--------	--------	--------	--------	--------

仙台市基本計画						
	仙台市実施計画 (H24-H27)	仙台市実施計画 (H28-H30)			仙台市実施計画 (H31-H32)	

仙台市協働まちづくり推進プラン 2016	
第1期計画 (H28-H30)	第2期計画 (H31-H32)

5 まちづくりの各主体の現状と課題

「地域団体」「市民活動団体」「教育機関」「企業」「行政」など、まちづくりの主体がそれぞれの特徴を生かしながらさまざまな活動を展開しており、それらの現状と課題を踏まえ、協働によるまちづくりの推進に向けた効果的な事業を展開していく必要があります。

(1) 地域団体

地域においては、防犯ノブロールや見守り活動などの防犯活動を行っている地区防犯協会や、地域福祉推進のために地域住民が主体となり、概ね小学校区や連合町内会の範囲で組織される地区社会福祉協議会、地域住民の相談・支援・助言を行う民生委員児童委員からなる単位民生委員児童委員協議会など、さまざまな団体が役割に応じて、他の主体とも連携しながら地域を支えています。

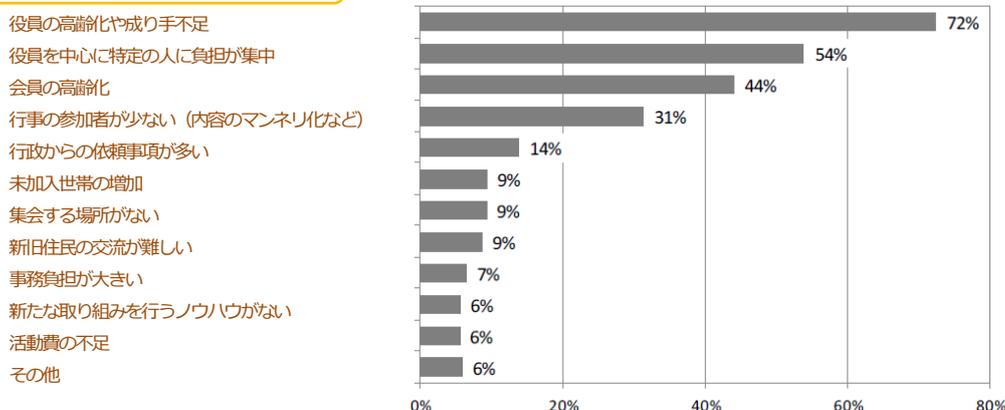
こうした専門性を持つ地域団体の中で、地域コミュニティの中核として、親睦・交流を図るための活動をはじめ、防犯や防災、環境美化など地域住民の生活に密着した活動を行っているのが、約 1,400 の町内会・自治会(以下「町内会」という。)です。

本市の町内会の加入率は、平成 29 年度で 79.7%と他の指定都市と比較しても高い水準にあり、活発な活動を展開している一方、核家族化の進展などにより、全国的な傾向と同様に加入率が逡減しています。

本市の町内会の現状や課題を把握するために平成 26 年度に実施した「仙台市町内会等実態調査」によると、単位町内会、連合町内会ともに、役員の高齢化や成り手不足、それに伴う役員への負担の集中、会員の高齢化などが組織運営上の課題として明らかになっています(図表1)。町内会が一部の役員に過度に頼らずに活動を継続していくためには、多くの担い手を確保する必要があり、地域の新たな人材の発掘が求められています。また、近接する町内会や前述のさまざまな団体、市民活動団体、教育機関、企業などが結びつきを強めることで、それぞれの主体が有する専門性やノウハウを生かした魅力的な活動が可能になるとともに、新たな担い手の発掘が期待できます。

本市においては、こうした町内会の現状を踏まえ、担い手の確保や地域内における連携促進に資するさまざまな事業を展開しているほか、地区社会福祉協議会や地区防犯協会など地域団体の活動・運営を支援していますが、より一層、各団体が主体的に地域課題の発掘とその解決に取り組めるような環境整備を推進していく必要があります。

図表1 町内会組織の組織運営上の課題



出典:仙台市町内会等実態調査資料編(平成 27 年2月 仙台市)

(2) 市民活動団体

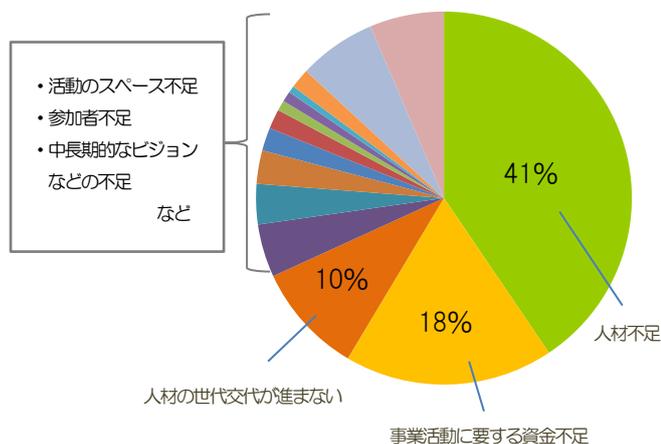
さまざまなテーマをもって、自分たちのまちを良くしようという自主的・自発的な市民活動は、本市の個性と魅力あるまちづくりの推進力となってきました。市民活動の分野は多岐にわたり、保健・医療・福祉、社会教育、子どもの健全育成、まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツなど、さまざまな場面で市民の生活に深く関わっており、市民活動団体が日頃築いてきたネットワークは東日本大震災の際にも生かされました。

市民活動団体が抱えている課題としては、平成 28 年度に実施した「仙台市市民活動団体等実態・意向調査」によると、事業活動を促進させるために解決すべき課題として、主に、人材不足や資金不足、人材の世代交代が進まないという点が挙げられています(図表2)。これらの課題については、活動分野を問わず上位となっており、この傾向は組織運営の観点からも同様のことがいえます。

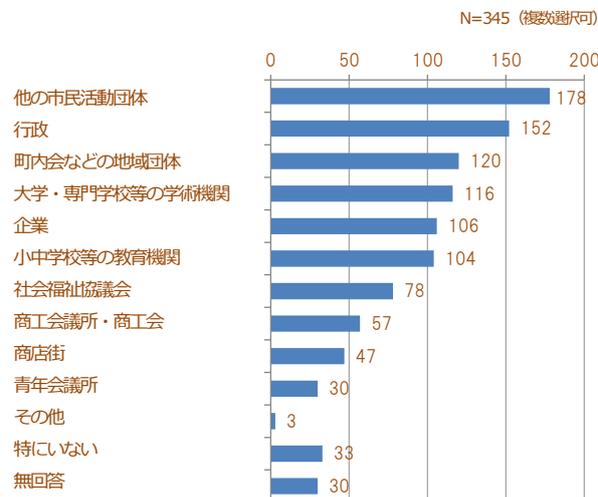
また、各種団体との協働については、約 61%が「協働している」と回答しており、「協働していない」および無回答が 39%という回答でした。「協働していない」と回答した団体のうち、今後の協働の可能性については、「構想がすでにある」「機会があれば協働したい」「関心があるが、まだ考えていない」との意向を示している団体が 66%を占め、これらを合わせると全体では約 84%となり、協働に対する関心のある団体の多さがうかがえます。

協働のパートナーとして希望する相手については、「他の市民活動団体」が最も多く、次いで「行政」や「町内会などの地域団体」となっており(図表3)、協働の推進につながると考えられる取り組みについては、「交流会等での情報交換」のほか、活動資金の支援や協働事例等の情報提供、コーディネーターの仲介などが挙げられています。

図表2 市民活動団体が抱えている課題



図表3 協働のパートナーとして希望する相手



出典:仙台市市民活動団体等実態・意向調査(アンケート)(平成 28 年4月 仙台市)

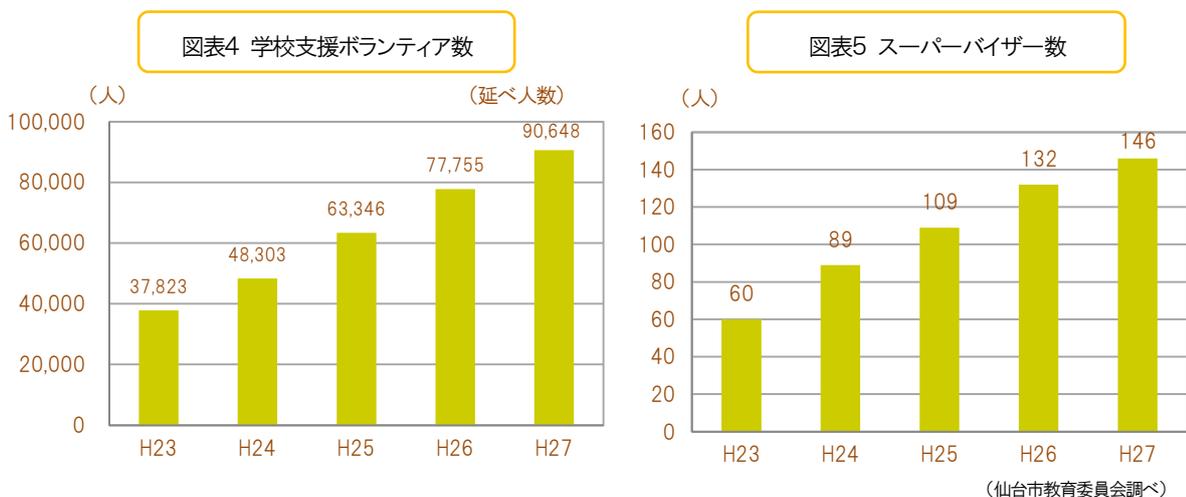
拠点施設の機能充実や、多様な主体との意見交換の場の創出、人材の育成、資金調達の多様化、団体の情報発信のサポートなどが求められており、市民活動の多様性を十分考慮しながら、協働によるまちづくりを推進するための基盤である、自主的・自発的な市民活動を支援しつつ、市民が安心して積極的に協働を進めることのできる環境づくりや取り組みを、多面的に進めていく必要があります。

(3) 教育機関

本市の小学校、中学校および中等教育学校では、将来のまちづくりを担う人材育成の場として、地域との連携のもとにさまざまな取り組みを進めています。

学校は災害時には地域住民の避難所になることが多く、東日本大震災の経験や教訓も生かしながら、防災訓練の実施など地域と協力して地域防災に取り組んでいます。一方で、日頃の結びつきの重要性も再認識されています。

本市では、学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを豊かに育てるため、学校支援地域本部が教育活動の支援を行っており、地域住民が学校支援ボランティアとして、学習補助としてのゲストティーチャーや登下校の通学安全指導など多岐にわたる支援を行っているほか(図表4)、学校支援ボランティアをまとめるスーパーバイザーが、学校と地域をつなぐ総合的な調整役という重要な役割を担っています(図表5)。

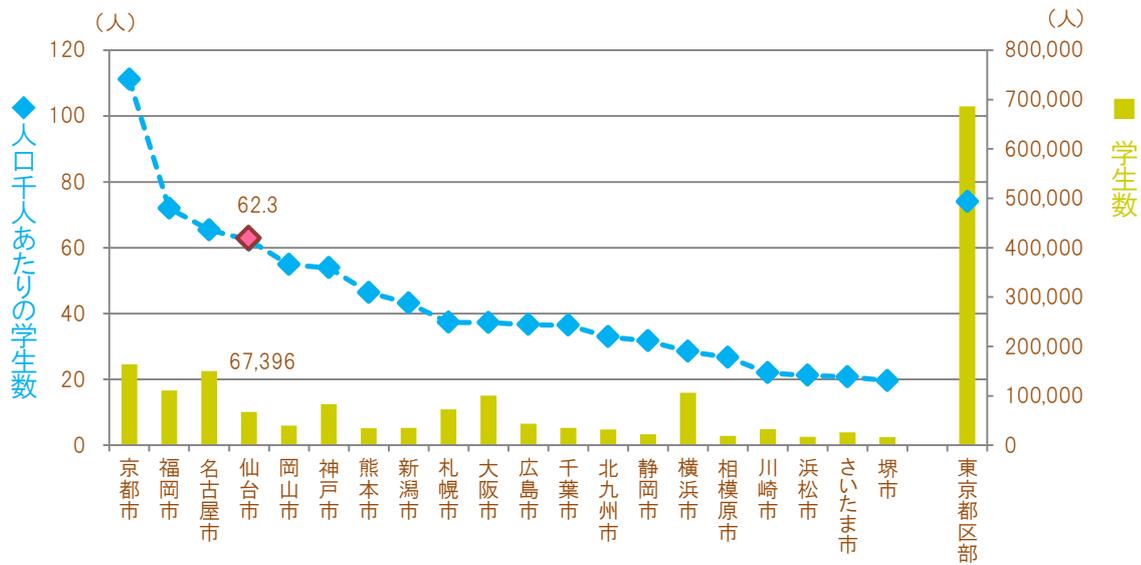


地域で子どもを育てる取り組みを進めていくことは、地域の絆が深まり地域の活性化につながる効果があるため、他の団体とも連携しながら課題解決や良好な地域コミュニティの形成のための取り組みを推進していく必要があります。

また、「学都仙台」と謳われる本市には、多くの大学や専門学校などがあり、人口1,000人あたりの学生数が指定都市の中で4番目に高く(図表6)、総人口に占める若者(15歳～29歳)の割合も、指定都市の中で3番目と、若い世代が多い都市といえます。

このような若者が地域の課題に関心を持ち、行動するきっかけづくりや、本市や宮城県および周辺の高等教育機関など28団体からなる学都仙台コンソーシアムの活動の促進、大学の研究とまちづくり・地域活動のマッチングにより、「学都仙台」が有する知的資源を地域に還元することで、複雑化する地域課題の解決につながることを期待されます。

図表6 指定都市および東京都区部の学生数と人口 1,000 人あたりの学生数



出典:大都市比較統計年表(平成 28 年度)

そして、市民一人ひとりが生涯にわたり生きがいのある心豊かな生活を送るために、本市では市民センターをはじめとする各社会教育施設において、地域の特性に対応した各種事業の実施や学習情報の提供等、市民のさまざまな学習活動を支援するための施策を展開しています。

市民センターは、市民の主体的な生涯学習活動をきっかけとして参加者相互の交流が生まれ、その交流を通して住みよい地域づくりにつながる活動が活発になるなど、地域社会のより良い形成に寄与する“人づくり”を目指すことを事業目的としており、地域住民と市民センター職員が協働で地域課題を発見し、解決につながる活動を実践する事業や、若者・子どもが自発的・主体的に地域づくりに参画する契機となる事業などを行っています。

今後も、子どもから高齢者まで幅広い世代が集い、交流し、学ぶという社会教育施設の特徴を生かしながら、地域づくりを担う人材育成を推進していくことが重要であると考えられます。

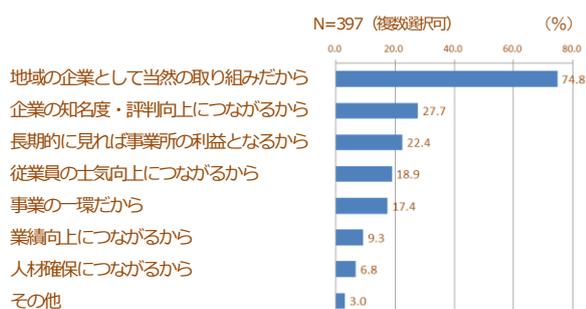
(4) 企業

本市では、中小企業が事業所数の 98.6%^(※)を占めており、地域の経済や雇用を支えています。また、東日本大震災の際には自らも被災しながら、地域と協力してボランティア活動に取り組むなど、地域との結びつきが強まっています。(※平成 26 年経済センサスより)

本市が平成 26 年度に実施した「『中小企業の活性化に向けた新たな条例』に関するアンケート調査」においては、回答した約半数の事業所が、地域行事への参加や清掃活動、学生の職場体験や社会科学見学の受け入れ、寄附など何らかの地域活動に取り組んでいるまたは取り組む予定であるとしています。

事業所が地域活動に取り組む理由としては、「地域企業として当然の取り組みだから」という理由を第1に挙げる事業所が多く(図表7)、また、実際に取り組んだことによる効果として、企業の知名度や評判の向上をはじめ、従業員の士気や売上の向上などに結びついたとする回答が挙げられており(図表8)、企業にとっても地域と連携した取り組みの重要性に関する認識が高まっているものと考えられます。

図表7 地域活動(地域貢献)に取り組む理由



図表8 地域活動(地域貢献)に取り組んだことによる効果



出典:「中小企業の活性化に向けた新たな条例」に関するアンケート調査報告書(平成 27 年2月 仙台市)

このような中、中小企業を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少により厳しさを増し、消費の縮小、労働力や後継者不足による生産力の減衰などが懸念され、さまざまな課題の解決に向けた取り組みが求められることから、本市では、地域経済を支える中小企業の活性化を図るために、平成 27 年4月に「仙台市中小企業活性化条例」を施行しました。

同条例においては、市、中小企業、大企業、中小企業振興団体、市民などの各主体が果たすべき役割を明確化するとともに、地域が一体となってさまざまな中小企業の活性化に向けた戦略的な取り組みを推進することとしています。他方、企業としても地域社会を構成する一員として、地域社会の発展や市民生活の向上に寄与していくことが求められています。

今後、同条例に基づき、中小企業の活性化を促進するとともに、地域貢献などに取り組む中小企業の表彰制度の構築などにより、企業の地域貢献を促進する環境づくりを推進していく必要があります。

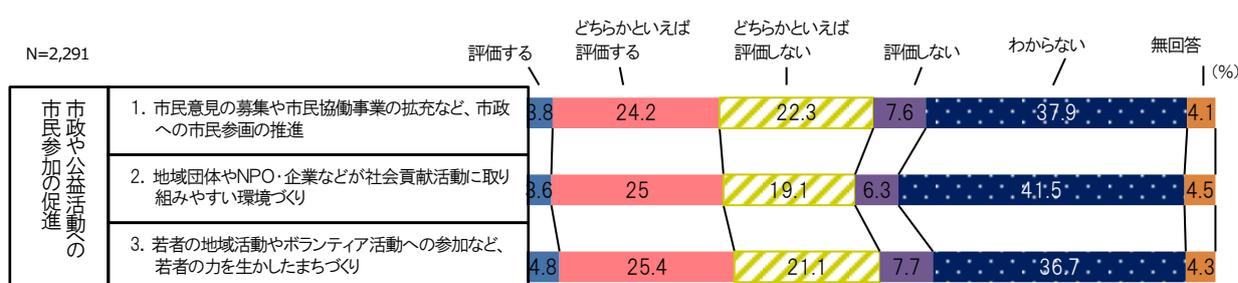
(5) 仙台市(行政)

本市においては、平成11年に、協働の推進力となる市民の自発的で公益的な活動の促進を主眼とした「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」が施行され、「市民協働元年」を宣言して、市民の主体的な参画による協働を基調としたまちづくりへ向けて、さまざまな取り組みを行ってきました。

全国初となる公設民営の市民活動サポートセンターの設置や、市内で活動する団体から地域課題の解決に資する提案を募集し、関係部局が連携して取り組む市民協働事業提案制度の創設、市民が自由に語り合い、ともにまちづくりを考える場である「市民カフェ」の枠組みの構築などを行い、現在もその活用が図られています。

しかしながら、本市の重点施策に関する平成27年度の「施策目標に関する市民意識調査」では、「市政や公益活動への市民参加の促進」の分野における評価については、特に「わからない」または「無回答」の割合が40%を超え(図表9)、本市が行っている取り組みについての情報発信を望む意見も寄せられるなど、取り組みの充実とともに、認知度の向上が課題となっています。

図表9 市政や公益活動への市民参加の促進の分野における評価



職員に対しては、協働に関するさまざまな研修等を実施しており、平成28年度に実施した「仙台市市民活動団体等実態・意向調査」では、本市が協働の推進に向けて力を入れるべき施策として、「協働を推進するためのコーディネーターとなる人材の育成、協働への理解がある職員の育成」の比率が高いものとなったほか、職員が市民活動の現場を体験する機会や、市民と職員のお互いの顔が見える関係づくりを求める声などもあり、職員の協働に対する理解を深めるなどの取り組みを充実させていく必要があります。

また、地域の実情に応じた協働による地域づくりを進めて行くために、地域団体の行う活動のさまざまな段階に応じたきめ細かな支援を実施するとともに、庁内の横断的な対応の強化のほか、区役所の「地域協働拠点」としての機能強化などの体制整備が必要となっています。

新たな条例のもと、庁内外に対する総合的な取り組みを進めていく必要があります。

6 目指すべき協働の姿

(1) 協働の基本理念

条例では、本市が目指す協働の姿として、「協働の基本理念」を定めています。

「条例第3条(協働の基本理念)」

- ① 市民と市は、それぞれがまちづくりの担い手となり、それぞれの持つ力をふさわしい場面で効果的に発揮すること
- ② 市民と市、市民と市民は、互いの力を引き出しながら、相乗効果を生み出し、単独ではなし得なかったまちづくりを行うために連携及び協力を図ること
- ③ 市民と市は、新たに生じ、絶えず変化する課題に対応することができるよう、それぞれの持つ力を育み広げるとともに、互いの力を一層引き出すために創意工夫を続けること

基本理念のキーワード



(2) 協働のありかた

協働とは、「多様な主体が、特定の課題の解決等のために、目的を共有して、互いに資源を持ち寄って、相乗効果をあげながら、協力して取り組むこと」であり、次のような認識のもとになされることが重要です。

- ・共通の理解のもとに互いに協力し、支え合うこと
- ・それぞれの役割と責務を理解し、互いの違いを認め合い尊重すること
- ・互いの自主性および主体性を尊重し、対等なパートナーとして連携すること
- ・互いの情報を共有し、公平性および透明性を確保すること

7 協働によるまちづくりの推進に向けて

基本方針に掲げる3分野13項目の基本的な施策を推進するための主な事業(基本施策に関する事業)の進行管理を行い、協働による多様な取り組みの展開を促進します。



❖ さまざまな分野で発揮される協働の力 ❖



8 第1期計画の主な成果

第1期計画では、3分野 13 項目の基本的な施策を推進するための主な事業として、76 事業(再掲を含む)に取り組みました。計画期間中に事業を開始、又は重点的に取り組みを進めたことで、一定の成果をあげた主な事業は以下のとおりです。

<分野1> 市民活動の促進および市民協働の推進に関する事項

- ✓ 区役所のまちづくり拠点機能の強化
(ふるさと支援担当職員の配置、ふるさと底力向上プロジェクトの実施)
- ✓ 市民活動サポートセンターにおける活動拠点確保等に関する支援・環境整備
(交流スペースの拡充や情報発信機能の充実等)
- ✓ 新たな助成制度の構築(「協働まちづくり推進助成事業」の開始)
- ✓ 協働の手引き・事例集の作成

<分野2> 政策形成過程への市民の参画の推進に関する事項

- ✓ 仙台市ホームページの充実
(ホームページのリニューアルによる情報発信の迅速化、ウェブアクセシビリティ向上)
- ✓ オープンデータの活用推進(オープンデータカタログ登録件数の増加)
- ✓ 東部地域移転跡地利活用推進事業(市民意見を聴取のうえ「跡地利活用方針」をとりまとめ)

<分野3> 多様な主体による活動の促進に関する事項

- ✓ 地域力創造支援事業の推進(市民センター地区館を核に、延べ58地区で取り組みを支援)
- ✓ 地元企業の地域活性化活動等の促進(仙台「四方よし」企業大賞を実施)

9 第2期計画の方向性

第1期計画では、主に分野1における市民活動の促進および市民協働の推進について一定の成果を上げており、第2期計画では分野2及び分野3の取り組みの強化を図ります。

第1期計画の構成を基本としつつ、これまでの取組状況や新規施策の状況等を考慮したうえで、政策形成過程への市民の参画の推進や、地域コミュニティの力をさらに強め、地域課題の解決を促進していく視点に立ちながら、掲載事業及び目標の一部見直しを行います。

<重点的に取り組む分野・項目>

【分野2】(2) 政策の企画、立案等における市民の意見の提出の機会の確保

市総合計画策定をはじめ、施策立案や実施時において、市民意見聴取の機会の拡充を図るなど、政策形成過程における市民参画をさらに推進していきます。

【分野3】(2) 町内会等の地縁団体その他地域で活動する団体による地域を活性化する活動の促進 (4) 多様な主体の交流の促進

地域におけるまちづくりの取り組みや、課題の掘り下げと共有、地域コミュニティの機能強化、主体間の連携強化等を後押しする事業や支援制度の充実を図ります。

第2章以降は
調整中